

※この法令は廃止されています。

平成二十年法律第二十五号 地方法人特別税等に関する暫定措置法

抄

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 法人の事業税の税率等の特例（第二条）
- 第三章 地方法人特別税
- 第一節 総則（第三条—第七条）
 - 第二節 課税標準（第八条）
 - 第三節 税額の計算（第九条）
 - 第四節 申告及び納付等（第十条—第二十条）
 - 第五節 雜則（第二十一条—第二十三条）
 - 第六節 執則（第二十四条—第三十一条）
- 第四章 地方法人特別譲与税（第三十二条—第四十条）
- 第五章 雜則（第四十一条）
- 附則

第三章 地方法人特別税

（定義）

第三条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 人格のない社団等 地方法人第七十二条の二第四項に規定する人格のない社団等をいう。
- 二 みなし課税法人 地方法人第七十二条の二第五項に規定するみなし課税法人をいう。
- 三 所得割 地方法人第七十二条第三号に規定する所得割をいう。
- 四 収入割 地方法人第七十二条第四号に規定する収入割をいう。
- 五 基準法人 所得割額 地方法法の規定（同法第六条、第七条、第七十二条の二十四の十、第七十二条の二十四の十一、第七十二条の四十九の四及び附則第九条の二の二の規定を除き、税率についても、同法第一条第一項第五号に規定する標準税率によるものとする。次号において同じ。）によつて計算した所得割額をいう。
- 六 基準法人収入割額 地方法法の規定によつて計算した収入割額をいう。
- 七 付加価値割 地方法人第七十二条第一号に規定する付加価値割をいう。
- 八 資本割 地方法人第七十二条第二号に規定する資本割をいう。
- （人格のない社団等に対する適用）

第四条 人格のない社団等及びみなし課税法人は、法人とみなして、この章の規定を適用する。

（納稅義務者）

第五条 法人は、この法律により、地方法人特別税を納める義務がある。

（課税の対象）

第六条 法人の基準法人所得割額及び基準法人収入割額には、この法律により、国が地方法人特別税を課する。

（国税通則法等の適用除外等）

第七条 地方法人特別税については、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）及び国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定は、適用しない。

2 地方法人特別税は、国税徵収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の規定の適用については、同法第二条第二号に規定する地方税とみなす。

（課税標準）

第八条 地方法人特別税の課税標準は、基準法人所得割額とする。

（第三節 税額の計算）

第九条 地方法人特別税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によつて法人の事業税を課される法人 基準法人所得割額に百分の四百十四・二の税率を乗じて得た金額

二 所得割額によつて法人の事業税を課される法人（前号に掲げる法人を除く。） 基準法人所得割額に百分の四十三・二の税率を乗じて得た金額

三 収入割額によつて法人の事業税を課される法人 基準法人収入割額に百分の四十三・二の税率を乗じて得た金額

（賦課徵收）

（申告及び納付等）

第十条 地方法人特別税の賦課徵收は、第八条及び第十六条に定めるものを除くほか、都道府県が、当該都道府県の法人の事業税の賦課徵收の例により、当該都道府県の法人の事業税の賦課徵收と併せて行うものとする。この場合において、地方法人第七十二条の六第一項第一号の規定に基づき更正又は決定をすることができる期間については、地方法人特別税及び法人の事業税は、同一の税目に属する地方税とみなして、同号の規定を適用するものとする。

（申告）

第十一条 地方法人第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二条の二十九又は第七十二条の三十三の規定により法人の事業税に係る申告書を提出する義務がある。法人は、当該申告書に記載すべき所得割額又は収入割額に係る基準法人所得割額又は基準法人収入割額、これらを課税標準として算定した地方法人特別税の額その他必要な事項を記載した申告書を、当該都道府県の法人の事業税の申告の例により、当該都道府県の法人の事業税の申告と併せて、当該都道府県知事に提出しなければならない。

（納付等）

第十二条 地方法人特別税の納稅義務者は、地方法人特別税を当該都道府県の法人の事業税の納付の例により、当該都道府県の法人の事業税の納付と併せて当該都道府県に納付しなければならない。

2 地方法人特別税及び法人の事業税の納付があつた場合には、政令で定めるところにより、その納付額を第十条又は前条の規定により併せて賦課され又は申告された地方法人特別税及び法人の事業税の額にあん分した額に相当する地方法人特別税及び法人の事業税の納付があつたものとする。

3 都道府県は、地方法人特別税の納付があつた場合には、当該納付があつた月の翌々月の末日までに、政令で定めるところにより、地方法人特別税として納付された額を国に払い込むものとする。

（還付等）

第十三条 都道府県は、地方法の規定により法人の事業税の所得割又は収入割の全部又は一部に相当する金額を還付する場合においては、当該都道府県の法人の事業税の還付の例により、前条第一項の規定により当該法人の事業税の所得割又は収入割と併せて納付された地方法人特別税の全部又は一部に相当する金額を還付しなければならない。この場合においては、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を還付するものとする。

一 第九条第一号に掲げる法人 当該還付すべき法人の事業税の収入割に係る還付金に相当する額に百分の四百十四・二を乗じて得た額

二 第九条第二号に掲げる法人 当該還付すべき法人の事業税の所得割に係る還付金に相当する額に百分の四十三・二を乗じて得た額

三 第九条第三号に掲げる法人 当該還付すべき法人の事業税の収入割に係る還付金に相当する額に百分の四十三・二を乗じて得た額

都道府県は、地方法人特別税に係る過誤納金があるときは、当該都道府県の法人の事業税に係る過誤納金の還付の例により、遅滞なく、還付しなければならない。

2

3 前二項の規定による地方法人特別税に係る還付金又は過誤納金（これらに加算すべき還付加算金を含む。以下この項、次条及び第十六条において「還付金等」という。）の還付は、法人の事業税に係る還付金等の還付と併せて行わなければならない。
 （還付金等の国への払込額からの控除等）

2 都道府県は、前条の規定により地方法人特別税に係る還付金等を還付することとした場合には、当該還付金等に相当する額を、第十二条第三項の規定により翌々月の末日までに国に払い込むものとされる地方法人特別税として納付された額（以下この条において「払込予定額」という。）であつて当該還付金等を還付することとした日の属する月に納付されたものの総額から控除するものとする。ただし、当該還付金等に相当する額が当該総額を超える場合には、當該超える額に相当する額を払込予定額であつて当該月の翌月以後の各月に納付されたものの総額から順次控除するものとする。

1 前項の規定の適用を受けた還付金等について返納があつた場合その他政令で定める事由が生じた場合には、当該返納があつた額その他の政令で定める額に相当する額を、当該返納があつた日又は政令で定める事由が生じた日の属する月における払込予定額の総額に加算するものとする。
 （延滞金等の計算）

第十五条 地方法人特別税に係る延滞金及び加算金並びに法人の事業税に係る延滞金及び加算金並びにこれらの延滞金の免除に係る金額（以下この条において「延滞金等」という。）の計算については、地方法人特別税及び法人の事業税の合算額によって行い、政令で定めるところにより、算出された延滞金等をその計算の基礎となつた地方法人特別税及び法人の事業税の額にあん分した額に相当する金額を地方法人特別税又は法人の事業税に係る延滞金等の額とする。

2 地方法人特別税及び法人の事業税に係る還付加算金の計算については、地方法人特別税及び人の事業税に係る還付金又は過誤納金の合算額によつて行い、政令で定めるところにより、算出された還付加算金をその計算の基礎となつた地方法人特別税及び法人の事業税に係る還付金又は過誤納金の額とみなしてこれを行う。
 3 前二項の規定により地方法人特別税及び法人の事業税に係る延滞金等及び還付加算金の計算をする場合の端数計算は、地方法人特別税及び法人の事業税を一の税とみなしてこれを行なう。
 （充當等の特例）

第十六条 地方税法第十七条の二の規定は、次の各号のいずれかに該当する還付金等について、適用しない。ただし、第十条又は第十一の規定により併せて賦課され又は申告された地方法人特別税及び法人の事業税に係る還付金をその額の計算の基礎とされた事業年度の地方法人特別税及び法人の事業税で納付すべきこととなつているものに充当する場合は、この限りでない。

1 第十条又は第十一の規定により併せて賦課され又は申告された地方法人特別税及び法人の事業税に係る還付金等（以下この条において「地方法人特別税等還付金等」という。）の還付を受けるべき者につき納付すべきこととなつている地方税がある場合における当該地方法人特別税等還付金等

2 地方税に係る還付金等（地方法人特別税等還付金等を除く。）の還付を受けるべき者につき

3 第十条又は第十一の規定により併せて賦課され又は申告された地方法人特別税及び法人の事業税で納付すべきこととなつてている他の地方税に係る金額に相当する額を限度とする。により未納地方法人特別税等を納付することを委託したものとみなす。

4 前二項の規定が適用される場合には、これらの規定による委託納付をするのに適することとなつた時として政令で定める時に、その委託納付に相当する額の還付及び納付があつたものとみなす。
 第二項又は第三項の規定が適用される場合には、これらの規定による納付をした都道府県知事は、遅滞なく、その旨をこれらの規定により委託したものとみなされた者に通知しなければならない。

（納稅管理人）

第十七条 地方税法の規定により定められた法人の事業税の納稅管理人は、当該都道府県における当該納稅義務者に係る地方法人特別税の納稅管理人として、納稅に関する一切の事項を処理しなければならない。

（処分に関する不服審査等）

第十八条 第十条の規定により都道府県知事が当該都道府県の法人の事業税の賦課徵収の例により当該都道府県の法人の事業税と併せて賦課徵収を行う地方法人特別税に関する処分は、不服申立て及び訴訟については、地方税法に基づく処分とみなして、同法第一章第十三節の規定を適用する。この場合において、同法第十九条中「地方団体の徵収金に」とあるのは「地方団体の徵収金及び旧地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税をいう。第九号及び第十九条の七において同じ。）に」と、同条第九号並びに第十九条の七第一項及び第二項中「地方団体の徵収金」とあるのは「地方団体の徵収金及び旧地方法人特別税」とする。

（犯則事件の調査及び処分）

第十九条 地方法人特別税に関する犯則事件については、法人の事業税に関する犯則事件とみなして、地方税法第一章第十六節の規定を適用する。

（賦課徵収又は申告納付に関する報告等）

第二十条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、総務大臣に対し、地方法人特別税の申告の件数、地方法人特別税額、地方法人特別税に係る滞納の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2 総務大臣は、必要があると認める場合には、前項に規定するもののほか、都道府県知事に対し、当該都道府県に係る地方法人特別税の賦課徵収又は申告納付に関する事項の報告を求めることができる。

3 総務大臣が都道府県知事に対し、地方法人特別税及び法人の事業税の賦課徵収に関する書類を開覧し、又は記録することを求めた場合には、都道府県知事は、関係書類を総務大臣又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

第五節 雜則

（申告の特例）

第二十一条 第十一条の規定により地方税法第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二条の二十九又は第七十二条の三十一の規定による法人の事業税に係る申告書と併せて提出しなければならない第十一条の規定による申告書の提出については、地方税法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係申告等とみなして、同条の規定を適用する。

（収納の特例）
第二十二条 第十二条の規定により法人の事業税の納付と併せて納付しなければならない地方法人特別税並びに第十二条の規定により法人の事業税に係る延滞金及び加算金と併せて賦課徵収を行う地方法人特別税に係る延滞金及び加算金を地方団体の徵収金とみなして、地方税法第七百四十七条の六から第七百四十七条の十二までの規定を適用する。

- 代表者、代理人、使用人その他の従業者がその違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 前項の免れた税額が五百万円を超える場合は、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下に定めることができる。
- 法人の代表者は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関する第一項又は第三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人に対し、当該各項の罰金刑を科する。
- 前項の規定により第一項又は第三項の違反行為につき法人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。
- 人格のない社団等について第五項の規定の適用がある場合には、その代表者は代理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
- (滞納処分に関する罪)
- 第二十八條** 地方法人特別税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは都道府県の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽つて増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。
- 情報を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 法人の代表者は代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関する前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人に対し、当該各項の罰金刑を科する。
- 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者は代理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
- (滞納処分に関する検査拒否等の罪)
- 第二十九條** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徵収法第四十一条の規定の例により行う都道府県の徵税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。
- 二 第十条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徵収法第四十一条の規定の例により行う都道府県の徵税吏員の帳簿書類(同条に規定する帳簿書類をいう。次号において同じ。)その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 三 第十条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徵収法第四十一条の規定の例により行う都道府県の徵税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出したとき。
- 法人の代表者は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関する前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。
- 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者は代理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前項の免れた税額が五百万円を超える場合は、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下に定めることができる。

法人の代表者は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関する第一項又は第三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

前項の規定により第一項又は第三項の違反行為につき法人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

人格のない社団等について第五項の規定の適用がある場合には、その代表者は代理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第三十条 第十条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徵収法第九十九条の二(同法第一百九条第四項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(秘密漏えいに関する罪)

第三十一条 地方法人特別税に関する調査(不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方法人特別税の犯則事件の調査を含む。)若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する事務又は地方法人特別税の徵収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盜用した場合においては、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四章 地方法人特別譲与税

(地方法人特別譲与税)

第三十二条 地方法人特別譲与税は、地方法人特別税の収入額に相当する額とし、都道府県に対する譲与するものとする。

(各都道府県に対する譲与額)

第三十三条 每年度、各都道府県に対して譲与する地方法人特別譲与税の額は、地方法人特別譲与税基本額(次条第一項の規定により当該年度において譲与すべき地方法人特別譲与税の総額に相当する額から財源超過団体調整額を控除した額をいう。以下この項において同じ。)の二分の一に相当する額を各都道府県の人口(官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口をいう。次条第二項において同じ。)でんん分した額及び地方法人特別譲与税基本額の二分の一に相当する額を各都道府県の従業者数(統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による従業者数をいう。次条第二項において同じ。)でんん分した額の合算額(財源超過額調整団体にあっては、当該合算額に当該財源超過額調整団体に係る個別財源超過団体調整額を加えた額)とする。

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 財源超過額調整団体 当該年度の前年度の普通交付税の算定に用いられた基準財政収入額が基準財政需要額を上回る都道府県であつて、当該上回る額を基礎として総務省令で定めるところにより算定した額に二分の一を乗じて得た額(次号において「調整財源超過額」という。)が、第二条第一項の規定を適用しないこととした場合における当該年度の当該都道府県の法人の事業税の収入額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額から当該年度の当該都道府県の法人の事業税の収入額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額及び次条第一項の規定により当該年度において譲与すべき地方法人特別譲与税の総額の見込額について財源超過額調整額がないものとして前項の規定の例により算定した当該都道府県の譲与額として総務省令で定めるところにより算定した額の合算額を控除した額(次号において「事業税等減収見込額」という。)を下回ることとなる都道府県をいう。
- 二 個別財源超過額調整額 財源超過額調整団体における事業税等減収見込額から調整財源超過額を控除した額(当該控除した額が事業税等減収見込額の二分の一に相当する額を超える場合にあつては、当該事業税等減収見込額の二分の一に相当する額)をいう。
- 三 財源超過額調整額 財源超過額調整団体における個別財源超過額調整額の合算額をいいう。
- (譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額)
- 第三十四条** 地方法人特別譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ当該下欄に定める額を譲与する。

期	譲与時	譲与時期ごとに譲与すべき額
五月	当該年度の初日の属する年の二月から四月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額	当該年度の初日の属する年の五月から七月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額
八月	当該年度の初日の属する年の八月から十月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額	当該年度の初日の属する年の八月から十月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額
十一月	当該年度の初日の属する年の八月から十月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額	当該年度の初日の属する年の八月から十月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額
二月	当該年度の初日の属する年の十一月から翌年の一月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額	当該年度の初日の属する年の十一月から翌年の一月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額

2 各譲与時期ごとに各都道府県に對して譲与する地方法人特別譲与税の額は、前項の規定により各譲与時期ごとに譲与すべき額から前条第二項第三号に規定する財源超過団体調整額の四分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「各譲与時期ごとの地方法人特別譲与税基本額」という。）の二分の一に相当する額を各都道府県の人口であん分した額及び各譲与時期ごとの地方法人特別譲与税基本額の二分の一に相当する額を各都道府県の従業者数であん分した額の合算額（同条第一項第一号に規定する財源超過額調整団体にあっては、当該合算額に当該財源超過額調整団体に係る同項第二号に規定する個別財源超過団体調整額の四分の一に相当する額を加えた額）とする。

3 前二項の規定により計算した各譲与時期ごとに各都道府県に對して譲与する地方法人特別譲与税の額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。この場合においては、当該各譲与時期ごとに譲与すべき地方法人特別譲与税の額は、第一項の規定により各譲与時期ごとに譲与すべき額からそれらの端数金額を控除した金額とする。

4 各譲与時期ごとに譲与することができなかつた金額があるときは、又は各譲与時期に譲与すべき金額を超えて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、その次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

（譲与すべき額の算定に錯誤があった場合の措置）

第三十五条 総務大臣は、地方法人特別譲与税を都道府県に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、総務省令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該譲与時期において都道府県に譲与すべき額とする。

（地方財政審議会の意見の聴取）

第三十六条 総務大臣は、第三十三条若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に對して譲与すべき地方法人特別譲与税を譲与しようとするときは、財政審議会の意見を聴かなければならぬ。

（地方財政法の特別譲与税の使途）

第三十七条 国は、地方法人特別譲与税の譲与に當たつては、その使途について条件を付け、又は制限してはならない。

（地方法人特別譲与税の適用関係）

第三十八条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第四条の三第一項及び第三十三条の五の三の規定の適用については、「特別とん譲与税」とあるのは、「特別とん譲与税」とある、「地方法人特別譲与税」とある、「並びに法人の行う事業に対する事業税」とあるのは、「法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税」とある。（地方交付税法の適用関係）

第三十九条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条及び附則第八条の規定の適用については、当分の間、同法第四条の三第一項中「特別とん譲与税」とあるのは、「地方法人特別譲与税」とある、「並びに法人の行う事業に対する事業税」とあるのは、「法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税」とあるのは、「法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税」とある。（地方交付税法の適用関係）

第一	十三 地方法人特別譲与税	前年度の地方法人特別譲与税の譲与額
十三の二 地方揮発油譲与税	前年度の地方揮発油譲与税の譲与額	「 <u>〔平成二十年法律第二十五号〕第三十九条の規定により読み替えられた第十四条第三項」と、「事業税」とあるのは、「事業税、地方法人特別譲与税」と、並びに法人の行う事業に対する事業税」とあるのは、「法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税」とする。 （公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用関係）</u>
第四十条 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「収入見込額」とあるのは、「収入見込額（都道府県にあつては、当該収入見込額に同法で定める方法により算定した当該都道府県の地方法人特別譲与税の収入見込額を加算した額）」とする。	前年度の地方法人特別譲与税の譲与額	「 <u>〔平成二十年法律第二十五号〕第三十九条の規定により読み替えられた第十四条第三項」と、「事業税」とあるのは、「事業税、地方法人特別譲与税」と、並びに法人の行う事業に対する事業税」とあるのは、「法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税」とする。 （公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用関係）</u>
第五章 雜則	（命令への委任）	「 <u>〔平成二十年法律第二十五号〕第三十九条の規定により読み替えられた第十四条第三項」と、「事業税」とあるのは、「事業税、地方法人特別譲与税」と、並びに法人の行う事業に対する事業税」とあるのは、「法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税」とする。</u>
第一条	この法律は、平成二十年十月一日から施行する。 (適用区分)	「 <u>〔平成二十年法律第二十五号〕第三十九条の規定は、この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、命令で定める。</u>
第二条	第三章の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され又は申告される地方法人特別税について適用する。	「 <u>〔平成二十年法律第二十五号〕第三十九条の規定は、平成二十一年度分の地方法人特別譲与税から適用する。</u>
第三条	第四章の規定は、平成二十一年度分の地方法人特別譲与税から適用する。 (法人の事業税における中間申告等の経過措置)	「 <u>〔平成二十年法律第二十五号〕第三十九条の規定は、平成二十一年度分の地方法人特別譲与税から適用する。</u>
第四条	施行日以後に開始する最初の事業年度に係る法人の事業税についての地方税法第七十二条の二十六第一項の規定の適用については、同項中「六倍」とあるのは、「三・三倍」とする。	「 <u>〔平成二十年法律第二十五号〕第三十九条の規定は、平成二十一年度分の地方法人特別譲与税から適用する。</u>
第五条	平成二十一年度分の地方交付税についての第三十九条の規定の適用については、同項中「前年度の地方法人特別譲与税の譲与額」とあるのは、「平成二十一年度分の地方法人特別譲与税の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額」とする。	「 <u>〔平成二十年法律第二十五号〕第三十九条の規定は、平成二十一年度分の地方法人特別譲与税から適用する。</u>
附 则	（平成一九年五月二三日法律第五三号）抄 (施行期日)	「 <u>〔平成二十年法律第二十五号〕第三十九条の規定は、平成二十一年度分の地方法人特別譲与税から適用する。</u>
附 则	（平成二一年三月三日法律第九号）抄 (施行期日)	「 <u>〔平成二十年法律第二十五号〕第三十九条の規定は、平成二十一年度分の地方法人特別譲与税から適用する。</u>

七十二条の九十一第一項、第七十二条の九十五、第七十二条の百二第一項、第七十二条の百九、第七十二条の百十、第七十三条の九第一項、第七十三条の十一第一項、第七十三条の十二、第七十三条の十九第一項、第七十三条の二十、第七十三条の三十、第七十三条の三十七、第七十三条の三十八第一項及び第七十四条の八の改正規定、同法第七十四条の十二の次に一条を加える改正規定、司法第七十四条の十五、第七十四条の十八、第七十四条の二十八、第七十四条の二

及びこの附則の規定によりなお効力有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、は、政令で定める。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

一九三まで

四 第一条中地方税法の目次の改正規定（「第二十一条・第二十二条」を「第二十条・第二十一条の二」に改める部分を除く。）、同法第十八条の四第一項、第二十六条及び第二十七条第一

一項第一号、第二百八十九条第一項第二号、第二百六十四條第二百六十三條第二項第二号、第二百九十八条、第二百九十九条第一項第二号、第三百五十三条、第三百五十四条第一項第二号及び第三百九十六条の改正規定、同条の次に四条を加える改正規定並びに同法第三百九十七条、第四百五十条、第四百五十一條第一項第二号、第四百七十条、第四百七十七条第一項第三号、第五百二十五条、第五百二十六条第一項第二号、第五百八十八条、第五百八十九条第一項第二号、第六百七十四条、第六百七十五条第一項第二号、第七百条の五十九、第七百条の六十第一項第二号、第七百一条の五、第七百一条の六第一項第二号、第七百一条の三十五、第七百一条の三十六第一項第二号、第七百七条、第七百八条第一項第二号、第七百三十三条の四及び第七百三十三条の五第一項第二号の改正規定並びに同法附則第七条、第十七条の二及び第五十条の改正規定、第二条の規定並びに附則第三条、第五条第二項、第六条第二項及び第九条第二項の規定 平成二十五年一月一日

第一項の規定により読み替えられた附則第九条の二に改める部分に限る。)、同条に一項を加える改正規定並びに同法第三条第五号及び第三十三条第二項第一号の改正規定並びに附則第三条第九項及び第十四項、第五条第十二項及び第十三項、第十六条第八項、第十三項及び第十四項並びに第三十条第二項の規定 地域再生法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第三十号)の施行の日

(地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三十条 新暫定措置法第九条及び第十三条の規定は、施行日以後に開始する事業年度(地方税法第七十二条の十三に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。)に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される地方法人特別税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及びこれと併せて賦課され、又は申告される地方法人特別税については、年お従前の例による。

2 新暫定措置法第三条の規定は、附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される地方法人特別税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税及びこれと併せて賦課され、又は申告される地方法人特別税については、年お従前の例による。

3 施行日から附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における附則第五条第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一項」とあるのは、「第二条」とする。

(罰則に関する経過措置)

第三十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及び地方法人特別税並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定による。この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、年お従前の例に

1 附 則 (平成二八年一一月二八日法律第八六号) 抄

(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第二号) 抄

(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第二号) 抄

(施行期日)
この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第七十二条の四十八、第七十二条の五十四、第七十二条の六十三の四第一項及び第二項並びに第三百四十九条の三第一項の改正規定並びに同法附則第九条の二及び第九条の二の二第一項の改正規定並びに同法附則第九条の三を削り、同法附則第九条の三の二を同法附則第九条の三とする改正規定並びに附則第七条第五項及び第七項並びに第四十六条(第四号に掲げる改正規定を除く。)の規定 公布の日

二 及び 三 略

四 第二条(次号及び第六号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条、第四条、第十条、第十二条、第二十条、第二十四条から第三十条まで、第三十二条(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第一項、第十二条第四項及び第十六条第一項の改正規定に限る)、第三十五条、第三十六条、第三十八条(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第三項の改正規定に限る)、第四十一条から第四十五条まで及び第四十六条(地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第十九条の改正規定に限る。)の規定 平成三十年四月一日

附 則 (平成三十一年三月三一日法律第三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第二条、第九条中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十条第三項の改正規定及び第十一条並びに附則第三条、第七条、第二十一条、第三十条及び第三十五条の規定 平成三十一年四月一日

五 第三条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び第十二条(第七号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第十一条及び第二十四条の規定 令和元年十月一日

六 略

七 第四条(次号及び第九号に掲げる改正規定を除く。)第九条中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十八条第一項ただし書の改正規定、同条第五項の改正規定(第七十二条の三十三第三項)を「第七十二条の三十一第三項」に改める部分に限る。)及び同法第四十条第五項の改正規定(第七十二条の三十三第三項)を「第七十二条の三十一第三項」に改める部分に限る。)並びに第十二条中地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第二十一条の改正規定並びに附則第五条第二項、第八条、第九条、第十九条第二項及び第四十二条の規定 令和二年四月一日

(地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三十八条 法人の施行日前に終了した事業年度に係る第十条の規定による改正前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(以下この条において「旧暫定措置法」という。)第十二条の規定によりその例によることとされる旧法第七十二条の二十九、第七十二条の二十九の規定による申告書(令和三年四月一日以後に提出するものを除く。)及び法人の施行日前に旧暫定措置法第十二条の規定によりその例によることとされる旧法第七十二条の二十六第一項の規定により申告納付の義務が発生した同条の規定による申告書並びにこれらの申告書に係る旧暫定措置法第十二条の規定によりその例によることとされる旧法第七十二条の三十三第二項又は第十七条の規定による修正申告書で法人が施行日前に提出したものに係る旧暫定措置法第二十二条の規定による準用する旧法第七十二条の三十五第一項から第三項までの規定による自署及び押印については、年お従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及び地方法人特別税並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定による。この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、年お従前の例に

1 第一条 この法律は、平成三十一年三月二九日法律第二号) 抄
(施行期日)
この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

第二十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三十一年三月二九日法律第三号) 抄
(施行期日)

この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二章並びに附則第五条、第八条(地方税法第二十七条规定の改正規定(「第五十条第六項」を削る部分を除く。)及び同

業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第二十条第一項の改正規定に限る。) 並びに附則第九条の規定 令和五年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第二十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及び特別法人事業税並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和五年三月三一日法律第一号) 拝

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第十五条の二、第十五条の六の二第三項、第十七条の五第六項、第二十二条の二第一項、第二十二条の四第一項、第二十七条第一項、第三十条、第六十九条、第七十条、第七十一条の十四、第七十一条の十五第三項及び第四項、第七十一条の十六第一項、第七十一条の二十第一項及び第三項、第七十一条の二十一第一項、第七十一条の三十五、第七十一条の三十六第三項及び第四項、第七十一条の三十七第一項、第七十一条の四十一第一項及び第三項、第七十一条の五十五、第七十一条の五十六第三項及び第四項、第七十一条の五十七第一項及び第三項、第七十一条の五十九、第七十一条の六十一、第七十一条の六十七、第七十一条の六十八、第七百一条の六、第七百一条の七、第七百一条の十二、第七百一条の十三第三項及び第四項、第七百一条の十九、第七百一条の二十、第七百一条の三十六第一項、第七百一条の三十八第一項及び第二項、第七百一条の五十三第一項、第七百一条の五十六第一項及び第三項、第七百一条の六十一、第七百一条の六十二第三項及び第四項、第七百一条の六十六第一項及び第三項、第七百一条の六十七第一項、第七百八条、第七百十条、第七百十五条、第七百二十二条第三項及び第四項、第七百二十四条、第七百二十九条、第七百三十条、第七百三十三条の五、第七百三十三条の七、第七百三十三条の十一、第七百三十三条の十八、第七百三十三条の十九第三項及び第四項、第七百三十三条の二十一、第七百三十三条の二十五、第七百三十三条の二十六並びに第七百五十六条の改正規定並びに同法附則第十二条の二の十一の改正規定、同法附則第十二条の五の改正規定(同条第一項中「第三項、第五項又は第六項」及び「から第六項まで」を「又は第三項」に改める部分を除く。)、同法附則第二十九条の九の改正規定、同法附則第三十条の二の改正規定(同条第一項中「第七項及び第八項」を削り、「第八項まで」を「第四項まで」に改める部分を除く。)並びに同法附則第三十五条の三及び第六十三条第四項の改正規定並びに第五条及び第七条(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第二十三条第一項及び第二十五条第三項の改正規定を除く。)の規定並びに次条並びに附則第四条第四項から第七項まで、第六条第四項、第八条、第九条、第十条第一項、第十一条第三項、第六項及び第八項、第十三条、第十四条第五項及び第六項、第十七条第三項、第六項及び第八項、第十九条から第二十四条まで、第二十六条並びに第二十七条の規定 令和六年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。